

東京農工大学工学府・工学部運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (教授会) 第7条 (略) 2～6 (略) 7 教授会は、定期に開催し、会議の議案をあらかじめ通知しなければならない。ただし、必要に応じて、臨時に開催することができる。 8～11 (略)</p>	<p>本則 (教授会) 第7条 (略) 2～6 (略) 7 教授会は、<u>原則として年7回</u>定期に開催し、会議の議案をあらかじめ通知しなければならない。ただし、必要に応じて、臨時に開催することができる。 8～11 (略)</p>	

附 則 (令和元年8月1日工規則第2号)

この規則は、令和元年8月1日から施行する。